

# 京都の福祉

発行 京都府社会福祉協議会



2010  
2

No.497

本紙は、共同募金の配分金によってつくられています。

## 主な記事

- 1面…もえくさ
- 2・3面…高齢者の新たな住まい方を考える②(コーポラティブハウス)
- 4・5面…介護・福祉サービス第三者評価事業シンポジウム
- 6・7面…高齢者見守り隊実践研修会 サロンの取り組み
- 8面…お知らせ



高齢者見守り隊実践研修会・サロン推進会議の様子（記事は6・7頁）

## もえくさ

「職員の方々の明るさにまずビックリしました。老人ホームと聞くだけで何か暗いイメージだったのですが、皆さんの気配り、目配り。私も将来こういう施設なら良いな！と思えるところです！」（65歳・女性）、「働いておられる（特に中年の）女性が明るく元気で、大いにパワーをいただきました。」（65歳・男性）、「施設利用者の方々が本当に楽しそうな笑顔を見せておられたのが印象的でした。一般参加の私たちもステキな時間を過ごせました。」（46歳・女性）、「初めてこういう催しに参加しました。建物の中も明るくて、ピッくり。また機会があれば参加したいです」（41歳・女性）。

▼これらの声は、昨秋の「介護の日」（11月11日）…いい日。いい日）にちなんで、府社会福祉施設協議会が行った「社会福祉施設オープン・デイ」参加者アンケートの一部である。当日は、施設見学や交流行事、介護相談など多彩な内容で行われ、府内各地67施設に延べ2、864名の参加があった。普段、福祉施設と接点のない多くの市民が施設を訪れ、実際の様子を見学し交流に参加するなどを通して、福祉施設に対するイメージを大きく変える機会になったことがわかった。▼この日、京都市内のある高齢者施設では、「介護の日」宣伝行動として積極的に街に打って出た取り組みもあった。介護職・調理職員・ケアマネジャー・事務員・相談員など様々な職種の19名が、通行の多い交差点でチラシの配布や市民との対話を行った。大学生がチラシを受け取ってくれた、「がんばつて」とおばちゃんから声をかけてもらつたなど、年代を超えた関心を実感でき参加者が元気づけられたと施設の機関紙に紹介されていた。オープン・デイや宣伝行動など、現場からの発信が新しい力を創り出すことを教えてくれる。▼年が明けた1月7日、福祉界にビッグニュースが流れた。障害者自立支援法構成される。全国で71名、京都では9名の原告が、「応益負担は納得できない」やむにやまれぬ思いから訴訟に踏み切った勇気と関係者の粘り強い運動が実つたものだ。この合意が今後どういう形で生かされていくか。開会した通常国会が波乱含みの情勢であるだけに、当事者である。文書は、障害者自立支援法廃止の確約と新法の制定、自立支援法制定の総括と反省、利用者負担における当面の措置など5項目で構成される。京都府社会福祉協議会は、この合意を「誠実な仕事」で、【現場目線で感性とアリテイを持った誠実な仕事】「創造と発信を常に意識した工夫」を提唱した。今年は、春に府知事選挙、夏に参議院選挙がある。福祉現場の声が政治や行政、そして市民にしっかりと届き、当事者の願いが実現されていく新しい風を大いに吹かせていくものである。御一緒に。

前号は、高齢者世帯のAさんとBさんを事例に老後の新たな住まい方を系統的に紹介しました。今号から数回に分けて、さまざまな住まいの選択を紹介します。今号は、「コーポラティブハウスの実際をレポートします。

## 急増する高齢者のみの世帯

今後、高齢者のみの世帯はますます増加し、同時に高齢者の多くは、加齢による健康や孤独への不安を抱えています。「高齢者の生活と意識に関する調査」（平成17年度版総務省「高齢者の生活と意識に関する調査」）によると、高齢者の不安は一番に「健康」、2番に「介護」、3番「経済」、4番「孤独」です。世界一の長寿国日本はまた高齢夫婦のみの世帯になると推定されています。安心して暮らせる住まいがある



さくらコートの正面

でこそ、充実した生活が実現できます。そこで健康や介護、住みやすさについて「安心」を提供できる新しい住まい方が求められていますか。

さくらコートでは、設計から5年の歳月をかけ完成しました。また、さくらコートでは、設計時に、老後を見据えエレベーターを設置するという申し合わせも行っています。最近では、親の介護について課題を抱えている住民もあり、介護や老後の問題など、住み続ける中の状況変化に合わせて協力しながら、暮らしの場をつくりています。

## 「暮らし」とともにつくる コーポラティブハウス

コーポラティブハウスとは、介護が必要な人、そうでない人、高齢者やその子どもなど、いろんな人が助け合って暮らすうとする人々が集まり、共同して事業計画を定め、建物・部屋の設計、工事の発注等の事業等を行い、住宅を取得し管理していく方式をいいます。（コーポラティブには、共同の、組合の、という意味があります。）コーポラティブハウスには1階の共有部分にティケアルームや共同食堂を設置したり、居住者向けに介護保険を利用したサービスや給食を提供できるものなどがあります。今回は、京都市内にある「さくらコート」を取りました。

さくらコートは、平成16年にオープン。住民は、主に子育て中の世代が多く全部で9世帯が生活しています。完成までに、住民それぞれが生き方や生活について考え、お互いの思いをすり合わせる過程中に多くの時間をかけてきました。一人一人のつぶやきを大切



正面から中庭・各お宅への路地（白い花はゆずらうめ）

## 日常生活を共有する関係

さくらコートでは、共有スペースとして中庭や屋上を開放し、住民が集まる場としています。また、ベランダ部分にしきりを設けないことで、それぞれの家を行き来することができます。共有の空間が多く密接した関係で、子どもの成長を喜びあったり、思い思いの生活を大切にしたりしています。

# 高齢者の新たな住まい方を考える…②



さくらコートの中庭と桜の木

さくらコートのある町内会は、京都御所近くの昔ながらの町です。古くから住んでいる人と新しく建ったマンション等に移り住んだ人が混在しています。他の地域と同様に、年々少子高齢化が進み一人暮らしの高齢者が増えているところです。

さくらコートの住民たちは、当初から「さくらコートとして地域の活性化に貢献したい。」という思いを持っていました。建築中には、「どんな人たちが引っ越してくるのか」地元の理解を得るために、コーポラティブハウスのことについて説明したそうです。その後、町内会にはもちろん加入。入居当初から子ども会や町民運動会など地域の行事に

住民同士の思いや状況を共有する新聞を毎月発行したり、庭木の整備などをぞれぞれが得意な分野を活かしたりして参加しています。ただ、共有化された生活の中には、一定の距離も必要となってきます。住民が個人の生活を大切にしながら、他者へ関わっていくバランスが生活をより豊かにしています。

それぞれの価値観を尊重しながら暮らすために、お互いの異なる価値観や立場を話し合いで一致を目指していくべく、そういう過程を通じて、人も「コーポラティブな」住民として変化していくと住民の一人、美留町利朗さんは自らを振り返ります。

## 「コーポラティブハウスと地域活性化に貢献したい」

### 住み続けられる地域づくりのために 「現代のムラづくり」

地域住民との交流はもちろん、コートを拠点にした人ととのつながりも生まれています。毎週日曜日の朝に、隣の教会の鐘の音を合図に「コーヒータイム」が始まります。梨の木神社の名水でコーヒーを入れて地域の人にも参加してもらおうと計画したこともあります。また、1階には高齢者の交流や子育てサロンなどができる地域に開放されたスペース（とねりこの家）があり、さくらコートとは別の運営委員会組織で活動しています。

は積極的に参加してきました。運動会は参加1年目に準優勝、2年に優勝。運動会後の打ち上げはコートで行うのが毎年恒例になりました。現在の町内会長は、さくらコートの住人が務めています。「地域活性化に貢献する」という思いは、みんなで作った管理規約前文にも書き込まれました。

地域住民との交流はもちろん、コートを拠点にした人ととのつながりも生まれています。毎週日曜日の朝に、隣の教会の鐘の音を合図に「コーヒータイム」が始まります。梨の木神社の名水でコーヒーを入れて地域の人にも参加してもらおうと計画したこともあります。また、1階には高齢者の交流や子育てサロンなどができる地域に開放されたスペース（とねりこの家）があり、さくらコートとは別の運営委員会組織で活動しています。

「コーポラティブハウス 자체が“知縁型のつながり”であり、そしてそのハウスを核にして地域社会ともヒューマンつながりをつくっていくという試みでもありました。ハウスと地域が相互作用することで少しずつ地域も変化していく様子を伺うことができました。個々の違いと守るべき範囲は認めながら、共有や協力を大事にする、そんな「現代版ムラづくり」の実践は、まさしく地域福祉の考え方どつなかるものでした。

美留町さんは、「今ではこの家を終の棲家にしたいと考えています。」と言います。さくらコートでは、「いつまでも安心して住み続けられる住まい」を目指し、同じ思いの仲間がご近所のつながりを積極的に築き、一緒に未来を描いています。

お話をお聞きして、複数の世帯が集まって自分たちの住まい方を選んで創っていきました。建築中には、「どんな人たちが引っ越してくるのか」地元の理解を得るために、コーポラティブハウスのことについて説明したそうです。これまでのムラ社会は、いい意味でも悪い意味でも住民同士がウラもオモテも全部見せ合う関係だった。そうでなければ村落共同体としてのムラが維持できなかったわけです。現代のムラは、個々のプライバシーや意見の違いを大切にし、延藤安弘著（晶文社）

※写真は美留町利朗氏提供

※参考文献「これから集合住宅づくり」

# 『利用者本位のサービス実践と第三者評価の役割』

◆第三者評価のこれまでの軌跡と、これから大切にしていきたいこと

先月号に引き続き平成21年12月17日（金）に開催しました「介護・福祉サービス第三者評価シンポジウム」の様子をお届けします。今号では、基調講演に引き続き行われました、名シンポジストによる報告を掲載いたします。

## ●山添 洋子 氏 『多くの人はこの事業を知りません』



思います。印刷物で見られるようにして欲しいと思います。

### 『評価項目の内容と利用者の知りたいことの“ズレ”』

私がこのシンポジウムに出ることになりますし、家族の会のメンバーに聞きました、大体の答えは「名前は聞いたことがあるけど知らないわ」。「インターネットで見たことがある」と聞いたり、誰も「見たことない」とのことでした。一般紙、市民新聞などに載りましたら目に付くこともあります。また、介護している年齢の人は、インターネットを使える人は少ないんじゃないわ」。

「インターネットで見たことがある」とことじた。私は「これ」は良いけれども「これ」はダメだとか。例えば特養の設備や施設、職員体制や医療体制、看護体制、ケアの質では、「食事は選べるのか」「入浴は週何回いつ頃か」「オムツはすぐ替えてもらえるのか」などが知りたいと思います。

アドバイスレポートの言葉、表現がとても難しいことがあります。例えば「〇・〇・〇の実施」という評価項目で、「事業のバランスによく配慮されていて、地域包括支援センターの開始とともになって手薄になつた居宅介護支援事業を段階的に補強する、業務上の配慮やスペースの体制を組織として整えておられます」と書かれています。カタカナ語の「〇・〇・〇」や「スーパー・バーバイズ」など言葉の意味がわからんません。

### 『第三者評価が利用者のサービス選択の役に立つためには、選択できるほどサービスがなければなりません。今はデイサービスやホームヘルパーは比較的選択できますが、サービスの量が増えることがまずひとつ。その上で事業所の個性や特性があつてこそ選ぶことの意味があると思います。「これが売り」というような特性が欲しいと思います。

### 『期待したい評価とは』

本当に良い事業所って何かなと思った時に、私は多少マニュアルがなかつたりやるべきことができていくなくても、それよりも緊急の対応とか身寄りのないケースを頑張つて受けてくれるとか、金銭管理をやってくれるとか、認知症があつて医療ニーズの高い方を引き受けてくれるとか、そういうところが第三者評価の調査項目として見直され、評価されていけば良いと思ひます。

最後にこの第三者評価は、まず各事業所が田代受診を希望して職員全員で自己評価をされる、そこだけでも大きな意味があるように思います。そこに第三者の目からのアドバイスがあって、そして改善に取り組まれていくことで、各事業所の質の向上が図られると思います。そして、結果的に利用者が望むところが叶えられていくと思います。願わくば、もう少し利用者からの視点の項目を増やしてもらいたいと思います。

第三者評価を受けた年は今から3年前で、どのように受けた、それをどのように感じて生かしていきたいか、そういう部分についてお話をさせただければなと思つてしています。受診する前は、「大変なものを受けてしまつたな」というような印象でしたが、受診後は「受け良かつたな」と、外部の方達とコミュニケーションを取るのは非常に大事だと感じた印象を持っています。この時は評価点が84点でした。自己評価点は74点でしたので、10点の差があるわけですが、私達のこだわりは、高い点数を取ることを第一の目的ではなく、できるだけありのままの姿を見ていただけでした。（※事務局注：平成17年度は評価点を出していましたが、現在は評価点を出す方法ではありません）

### 『受診に至るプロセス』

●大槻 直史 氏

第三者評価を受けた年は今から3年前で、どのように受けた、それをどのように感じて生かしていきたいか、そういう部分についてお話をさせただければなと思つてています。受診する前は、「大変なものを受けてしまつたな」というような印象でしたが、受診後は「受け良かつたな」と、外部の方達とコミュニケーションを取るのは非常に大事だと感じた印象を持っています。この時は評価点が84点でした。自己評価点は74点でしたので、10点の差があるわけですが、私達のこだわりは、高い点数を取ることを第一の目的ではなく、できるだけありのままの姿を見ていただけでした。（※事務局注：平成17年度は評価点を出していましたが、現在は評価点を出す方法ではありません）

●松本 恵生 氏  
『ケアマネジャーとしての活用状況』

ケアマネジャーはこの事業をほとんどの方がご存じだと思いますが、活用はあまりできていないと思います。私どもは地域包括支援センター

です。そこで、相談者は初めて介護保険のことをお知りになる方が多いです。その時に我々が良く使るのは「介護保険エリアマップ」（京都市作成）です。このマップでも第三者評価の受診済みの事業所をより明確に（大きなマークなどで）区別したら良いかなと思っています。

### 『地域ごとの情報交換会』

「アドバイスレポート」は、利用者の視点で、わかりやすい言葉で書いてもらう方が良いと思います。また、「アドバイスレポート」など凶びとの事業者連絡会の資料として、あるいは「受診してよかったです」というようなお話を聞いていただく時間を探けていただいたら、第三者評価をアピールできる機会になるかなと思っています。

## ◆コーディネーター＆アドバイザー

京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構  
会長 永和 良之助（佛教大学 教授）

### ◆シンポジスト：

●利用者・家族の立場から  
社団法人 認知症の人と家族の会  
京都府支部 副代表 山添 洋子 氏

●相談支援の立場から  
京都市岩倉地域包括支援センター（医療法人 三幸会）  
主任ケアマネジャー 松本 恵生 氏

●事業所の立場から  
社会福祉法人松寿苑 第2松寿苑  
副施設長 大槻 直史 氏

社会福祉法人イエス団 桃陵保育園  
(京都市保育園連盟常任理事 第三者評価事業委員会委員長)  
園長 宇野 豊 氏

●評価機関の立場から  
特定非営利活動法人 きょうと福祉ネットワーク「一期一会」  
第三者評価機関評価調査者・審査主幹  
平尾 剛之 氏

●松本 恵生 氏  
『ケアマネジャーとしての活用状況』

ケアマネジャーはこの事業をほとんどの方がご存じだと思いますが、活用はあまりできていないと思います。私どもは地域包括支援センター

です。そこで、相談者は初めて介護保険のことをお知りになる方が多いです。その時に我々がよく使るのは「介護保険エリアマップ」（京都市作成）です。このマップでも第三者評価の受診済みの事業所をより明確に（大きなマークなどで）区別したら良いかなと思っています。

改善努力を要する点については、事業計画に

映していく、評価が高かつた点などは、継続的な取り組み目標、僕たちの個性という強み、

売りなんだといったとして認識しています。受診をするにあたっては事業所内で行い評価を特に大切にしています。自己評価ができるだけ多くのスタッフが参加してディスカッションをして実施すること。現場の職員の率直な意見をどうだけ引っ張りだせるかなどのは、自己評価チームの作り方だと思います。

#### ●評価機関とのコミュニケーション・評価の視点

また、評価機関とどれだけ上手くコミュニケーションを取れるかということが第三者評価の価値と云うものが変わってくるのかなと思っています。第三者評価を受診する意義は、サービスの課題、僕たちの弱点・課題、売り・強み・外部にアピールする部分を明確化することとサービスの透明性の確保です。

評価機関の皆様に診ていただきたい事は、出来ていなさい」とは言いつけていたときに、出来てしまい、僕達の強み、特に気付いていない強みを見つけていたいことです。このふたつの視点から見て、ただくとすぐ助かるなあと思います。また、専門家としての目、地域の皆様、ご利用者の視点からの評価をしていただければこの評価が生きてくるのかなと思います。

#### ●宇野 豊 氏 《保育と第三者評価》



この時期、保育園では来年度の入園申し込みの時期で、多くの方が園に来られます。特に最近は申し込みを出す前に「この保育園はいい保育園ですか」「どんな保育園ですか」「どんな保育園をやっていますか」などを色々なことを尋ねる方が増えています。それによって感じるのは、保育を言葉で表す難しさです。そういった意味からも評価を受け、保育園の内容を社会的に明らかにすることは、ますます必要になつ

てきていくと感じています。

保育園には厚労省による保育所保育指針がありまして、今年度から改定されたものが実施されています。「保育園の社会的責任」「保育園と地域社会との交流」「子育て支援」などがポイントとなっています。その中で、保育士等の自己評価結果、第三者評価など外部評価を受け、保護者や地域社会に適切に説明するアカウンタビリティ（説明責任）につなげることが強調されています。

ただ、保育分野では、保育制度改革とセットになつて第三者評価が位置づけられてきたこと、また、「保育所運営費の弾力運用」や、補助金申請には第三者評価の受診が要件のひとつとしてすでにつけられてしまつていて、評価の本質的な意味とは別のところでの、評価への「拒否感」もあるようを感じていました。

ただ、評価項目の改訂の際のモデル評価を受けたとき、職員にどうしても自分の保育を見直すきっかけに繋がるところまで、とてもいい刺激になりましたし、ある意味では、第三者評価を受けることは必要なことであるとの感じを強くしました。

#### ●保育園の社会的責任として

我々の事業は、子どもたちの豊かな育ちを想いながら、ていねいに子どもと関わることです。このことをより充実させるためにも、保育園として社会的責任、説明責任を果たすことをしっかり認識し、他園にも受診を促していくことを考えていました。さらに、我々自身も評価する側に立つて、保育を見る視点を養うことも大事ではないかと思っています。保育を評価し、それによって自分たちの保育を見直すきっかけになるような、より積極的、具体的なコミュニケーションができると考えています。

#### ●平尾 剛之 氏 《評価調査者の課題》



NPO法人まきよと福祉ネットワーク「一期一会」という団体で評価調査者をしていますが、本業は別になります。つまり、評価を行っている評

価調査者の多くは、評価

調査者と、専従の職種ではないと思います。現

時点で評価調査者になつたその専門性というのは、イコール、養成研修を受け評価調査者になつたことで担保され

ます。逆にいえば、きちんと研修を受講すれば誰でも評価調査者になれるということです。試験

や適正判断は無いので、その後の評価調査者とし

ての質や適正は、その人自身が本当に評価調査者として活動できるようスキルを磨きレベルアップしていくなければならない、これがすごく大きな

課題になります。

評価機関としましても、個々の評価調査者に対

して相対的に求められる「知識や能力」「人格・適正の問題」等、ちょっと今まで感がある状況もあるかなと思います。例えば、「評価調査に行

くところヒアリング能力」的なことと「アドバイ

スレポートを書くという文章表現能力」とは全然

スキルが違います。特に最終評価「メント」として文章に起こしていくといふ作業が非常に難しい。

これに関してはむしろ評価機関さんもレベルアッ

プに相当苦労されているかと思います。

また、なかなか事務局の運営経費は大変で、第三

三者評価事業だけで評価機関を維持するといつ

とは相当無理があるかななど感じもしています。

評価に行かせていただいたら次は審査会を開きます。当然、早く返事をすることを命題として感じておりますが、現実的には3ヶ月くらいかかる時もあります。どの評価機関も結構そういう調整に苦労しています。(5年目を迎える)さまざまなお困り、なかなか評価機関の方も成熟していくに新しい現状もありますが、「この事業はじっくり進められないといけないな」と感じています。



#### ●「コーディネーター＆アドバイザー

永和 良之助 氏

介護・福祉と、このが市民生活にとって最も重要な問題となつてしまつました。その介護や福祉の質、サービスの質を良質の質の高いものに上げていくことが現代社会の課題だと思いました。またそのサービスの内容を利用者の皆さんに届けていく。利用者の必要としている情報を届けていく。このも現代の課題だと思いました。第三者評価は、困難な課題はたくさんあります。京都におきましては行政、事業者団体、職能団体、利用者団体の皆さん等々多くの協力で、全国的にも進んだ取り組みをしてまいりました。本日のシンポジウムをひとつの中核として取り組んでまいりたいと思います。今後も皆さんに支えていただきたいお願いをしてこのシンポジウムを開じさせていただきたいと思います。

ただで受診をしてください。まだまだ発展途上にある仕組みですので、どんどん意見を言って欲しいと思います。

是非、長い目で見ていただき、評価を受けていたいたいた皆さんの視点での第三者評価の意義とか有効性を他の事業所さんにお伝えいただき、少しでも評価のシステムや受診件数の伸びにご協力をお願いできればと思います。

本当に受けたければ(受けた必要がある)施設とうのまま、第三者評価が位置づけられてきたこと、また、「保育所運営費の弾力運用」や、補助金申請には第三者評価の受診が要件のひとつとしてすでにつけられてしまつていて、評価の本質的な意味とは別のところでの、評価への「拒否感」もあるようを感じていました。

ただ、評価項目の改訂の際のモデル評価を受けたとき、職員にどうしても自分の保育を見直すきっかけに繋がるところまで、とてもいい刺激になりました。

ただ、評価調査者の多くは、評価

調査者と、専従の職種ではないと思います。現

時点で評価調査者になつたその専門性というのは、イコール、養成研修を受け評価調査者になつたことで担保され

ます。逆にいえば、きちんと研修を受講すれば誰でも評価調査者になれるということです。試験

や適正判断は無いので、その後の評価調査者とし

ての質や適正は、その人自身が本当に評価調査者として活動できるようスキルを磨きレベルアップしていくなければならない、これがすごく大きな

課題になります。

評価機関としましても、個々の評価調査者に対

して相対的に求められる「知識や能力」「人格・適正の問題」等、ちょっと今まで感がある状況もあるかなと思います。例えば、「評価調査に行

くところヒアリング能力」的なことと「アドバイ

スレポートを書くという文章表現能力」とは全然

スキルが違います。特に最終評価「メント」として文章に起こしていくといふ作業が非常に難しい。

これに関してはむしろ評価機関さんもレベルアッ

プに相当苦労しているかと思います。

身近な地域での見守り活動の活性化を図ることを目的とした「高齢者見守り隊実践研修会・サロン活動推進会議」を府内2会場（北部12月3日・南部11月24日）で開催しました。（京都府社協主催。京都府社協は、21年度から3カ年のアクションプランを策定し、「社会的孤立を防ぐ仕組みづくり」を重点課題に掲げ、「サロン活動」等によって地域で孤立している人や孤立しがちな人を支える取り組みを強化することとしています）



山下教授の講演

実践者からの報告（北部は伊根町サロンボランティア上林氏、宮津市「浜野路夕月サロン」中西氏より、また南部からは南丹市「ふれあいネットワーク活動」船越氏、亀岡市本梅地区「かめおか顔の見える事業」兒嶋氏、南城村「高尾ふれあいクラブ」井上氏より）では、活動の「楽しさ」を大事にしながらも地域の福祉課題解決に向けた地道で真摯な取り組みの様子が報告されました。その後、サロン活動に詳しい山下憲昭大谷大学教授より「身近な支えあい・顔の見える関係づくり・サロン活動の意義と可能性」と題して、サロン活動等を通じて、住民が主体となって自分たちの暮らしを守っていく視点や地域の課題を共有するための学習活動や日頃の

（福知山市Tさんの作品）

## 『声かけて 励ますつもりが 励まされ、



作品の紹介（一部）



サロンの取り組み（手芸等）紹介

会話や交流の大切さについて講演をいただきました。

また、後段では実践者の交流会として「ふれあいイ

キイキ川柳大会」をし、一

人ひとりが日々の活動での

想いを「五・七・五」の17語に込めて、川柳を作りました。

お互いの作品を見せ合う中で今後の抱負や希望を語り、また活動する中の悩みも

共有できる場となつたようだ

り、参加者からは「共感できる内

容がたくさんあつた」「改めて活動の意味を考えた」「実際のサロンの場でも、みんなで作りあつても楽しそう」等、大変好評を得ました。

### 京都府社協 アクションプラン ～3年間の挑戦～ 重点テーマ1

社会的孤立を防ぐ仕組みづくり  
孤立している人・しがちな人と  
①つながり、  
②抱える福祉課題を明らかにし、  
③支えることを柱に、  
④孤立を見逃さない地域づくり  
をすすめる。

見守りをしているつもりが 見守られ  
(亀岡市) 一さん

（亀岡市）一さん

カレンダー 赤丸つけて 待つサロン  
(綾部市) Kさん

地域の輪 手と手を取りて 老後旅  
(舞鶴市) Kさん

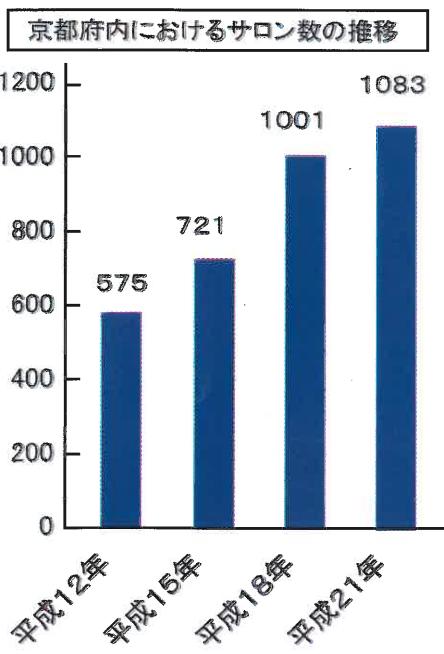
大声で 笑って ストレス発散し  
(京丹後市) Kさん

会う人の 笑顔が嬉しい サロンの日  
(京丹後市) Mさん

地域知る 先生じっぽ ふれあいサロン  
(京丹波町) Mさん

「サロン」の取り組みが全国的にすすんでいます。いじじでは京都府内（京都市を除く）におけるサロンの、現状や課題等について報告いたします。

京都府内（京都市を除く）には、1083ヶ所のサロンがあります。（平成21年3月末）そのうち、高齢者を対象としたものが787ヶ所で全体の7割を占めています。（京都府社協調べ）



## 社会的孤立を防ぐ！

### —住民みんなが必要とする「サロン」へ—

頑張っておられますね」等の効いの一言が「有難かった」「励ました」「気持ちが救われた」「孤立感が癒された」との声が聞かれます。このように、サロンから、わざととした技術の輪が広がっています。さらに、サロンでは参加者一人ひとりが主役となり、自らの特技や趣味を活かすことで、こちがいの発見や趣味の継続にもつながっています。

- 地域社会でつくりたてのサロンは？
- 異世代交流の拠点（生活の知恵・伝統の継承）
  - 生活上の困りごと・心配ごとの発見・把握・共有の場
  - 防犯・減災のきっかけ

- 参加者にとってのサロンは？
- 孤立・閉じこもりの防止
  - 顔の見える関係づくり
  - 生活に役立つ情報の交換、相互アドバイス
  - いきがいの発見・趣味の継続

サロンが地域での異世代交流の拠点になり、世代を超えて生活の知恵や伝統等（食事、踊りや唄等）、子育てのコツ等を学び合う場になっています。また、何気ない会話から発見された生活上の困りごとや心配ごとに對して、地域で何ができるのか、等と相談したり、共有する場にもなっています。さらに、顔の見える関係ができるところでは、不審者や悪質商法からの被害防止や災害が発生した時でも早期の安否確認や助け合える可能性があること等（防犯・減災の観点）からも、地域で日常的にサロンが活発に行われていることへの期待も大きくなっています。

### サロンの「課題」

- 活動の蓄積をどう活かしていくのか
- 目的や意義の確認 「何のためにしているのか」
- サロンに来ない人・来られない人とどうつながっていくのか

京都府におけるサロンは、各地域の実情に沿ってすすめられ、多様で幅広い活動となっていますが魅力の一つとなっています。しかし、どうしてどのような活動（実践）ができるのか等と検証しようとすると、「それは〇〇さんだから、▲▲ところの地域だからである」といった話に陥ってしまいます。各地の素晴らしい実践を「職人芸」「地域特性」とひとくちでいのではなく、どのようにして具体的に検証していくことが課題となっています。

また、活動が活発であっても「何のためにしているのか」「何を目指しているのか」等について地域で十分に共有されています。地域のリーダーや参加者、専門職だけではなく、住民一人ひとりが必要性を認識していくようにサロンに関する議論や協議の場（機会）を設けていくことが課題となっています。その他、実際の運営にあたっては、運営財源の不足、参加者の固定、男性の参加者の少なさ、プログラムづくりの難しさ、会場の設備（トイレ、暖房器具、広さ、使用料等）の不十分さ、まだまだサロンのことが地域で理解されていない等のたくさん課題が挙げられます。さらに、最も大きな課題は、サロンへ誘つても来ない人とどうつながるか、あるいは移動手段がない等の物理的な条件のために来ることができない人をどうサポート（条件整備）するのか、等についてどのように克服していくのかと云うことです。誰もが参加できる身近な地域での交流・仲間づくりの場としてのサロンを田指すならば、サロンが注目されてくる今こそ、このような課題に真剣に向き合っていく必要があります。

## お知らせ

### 住民税非課税世帯の方 福祉サービス利用援助事業 利用料の公費負担が実現

福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）の利用料が、京都府の施策により、平成21年11月分から生活保護世帯の方に加えて、府内（京都市を除く）の住民税非課税世帯の方も無料になりました。

京都府内では利用者の8割の方が利用料の負担なく利用できることになります。

詳しくは市町村社協または京都府社協まで問い合わせください。

## なんたん福祉職場 就職フェア2010 を開催します！

日時 平成22年3月14日（日）11:00～16:00

会場 ガレリアかめおか 2階大広間

参加費無料・事前申込不要

内容 介護・福祉事業所の合同就職説明会、

就業相談・求職登録、

福祉のしごと入門セミナー、

「面接ワンポイントアドバイス」など（予定）

対象 南丹地域にお住まいの方で

福祉の仕事に関心がある方、

南丹地域の福祉職場への就職を希望する方

問い合わせ先 京都府福祉人材・研修センター

TEL075-252-6297

## 社会福祉施設 総合損害補償 しせつの損害補償

ホームページでも内容を紹介しています。  
<http://www.fukushihoken.co.jp>

安全・健全な施設運営のために！

### プラン1

#### 施設の業務中事故賠償補償

- ①基本補償
  - 法人業務を包括的に補償
  - 賠償責任のない場合の見舞補償も充実
- ②個人情報漏えい対応補償
  - 個人情報漏えいによる法律上の賠償責任を負った場合（おそれのある場合を含む）に補償
  - クレーム対応費用、見舞品購入費用等を補償

### プラン2

#### 施設利用者の傷害事故補償

- ①入所型施設利用者
- ②通所型施設利用者
- ③不特定多数利用者

### プラン3

#### 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償

- 施設送迎車に搭乗中の傷害補償
- 施設の過失の有無は不問

### プラン4

#### 施設職員の災害事故補償

- ①施設の労災上乗せ補償
- ②施設職員の傷害事故補償
- ③施設職員の感染症罹患事故補償

### プラン5

#### 施設の什器・備品 損害補償

- 施設内の什器・備品を幅広い範囲で補償
- 施設の現金等も補償

◆皆様のご信頼をいただき、全国多数の  
施設（法人）が加入！

●全国社会福祉協議会のスケールメリットを活かし、充実した補償内容  
●団体契約のため有利な補償と割安な保険料（掛金）  
●迅速で丁寧かつ適正なお支払い

●この保険は全国社会福祉協議会が保険会社と一緒にして契約を行う団体契約（「賠償責任保険」「傷害保険」「労災総合保険」「約定履行費用保険」「動産総合保険」）です。

●詳しい内容のお問い合わせは下記にお願いします



社会福祉法人

**全国社会福祉協議会**



株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763

（引受幹事保険会社）株式会社 損害保険ジャパン

## 京都の福祉

毎日1発行  
昭和36年7月26日 第3種郵便物認可

発行所 京都府社会福祉協議会

発行人 森 育寿

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375

TEL 075-252-6291 FAX 075-252-6310

URL <http://www.kyoshakyo.or.jp>

「京都の福祉」へのご意見、ご感想、  
とりあげてほしいテーマなどを寄せ下さい。  
表紙の写真も募集中です。（テーマ「笑顔」）

本会へのご意見等は、左記URLの  
「お問い合わせフォーム」を通じてお寄せください。

